様式三の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣の指定する」を「原子力規制委員会の指定する」に、「経済産業省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「この場合において、同条第２項中「経済産業大臣」とあるのは「第43条の２第１項」と、同条第３項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第４項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第５項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、同条第６項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。」を「この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第43条の２第１項」と、同条第３項から第５項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。」に改める。

様式第四表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあっては第23条第１項第３号及び第５号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の２第１項の規定並びに第55条の３第１項の規定、国土交通大臣にあっては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の２第１項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第１項」を「原子力規制委員会は、第１項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の２から第27号の４まで、第28号」に改める。

様式第五中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十二条　加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（経済産業省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第二十三条　経済産業省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十二年通商産業省令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子力安全・保安院長」を削る。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第二十四条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の四」に、「第三節　地方支分部局（第二百二十八条―第二百五十四条）」を

「第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）」

に、

「第一款　内部部局
第一目　長官官房（第二百五十五条）
第二目　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二）
第三目　資源・燃料部（第二百五十五条の三―第二百五十六条）
第四目　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第二百六十条）
第二款　特別の機関
第一目　特別な職の設置等（第二百六十一条）
第二目　課の設置等（第二百六十二条―第二百七十七条）
第三目　課の内部組織等（第二百七十八条―第二百八十四条）
第四目　産業保安監督部等（第二百八十五条―第三百四条）」

を

「第一款　長官官房（第二百五十五条）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の三―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第二百六十条）」

に改める。

（経済産業大臣の指定する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第二十五条　経済産業大臣の指定する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十二年通商産業省令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子力安全・保安院長」を削る。

（経済産業省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第二十六条　経済産業省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十三年通商産業省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子力安全・保安院長」を削る。

（経済産業省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第二十七条　経済産業省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十三年通商産業省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子力安全・保安院長」を削る。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第二十八条　経済産業省組織規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の四」に、「第三節　地方支分部局（第二百二十八条―第二百五十四条）」を

「第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）」

に、

「第一款　内部部局
第一目　長官官房（第二百五十五条）
第二目　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二）
第三目　資源・燃料部（第二百五十五条の三―第二百五十六条）
第四目　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第二百六十条）
第二款　特別の機関
第一目　特別な職の設置等（第二百六十一条）
第二目　課の設置等（第二百六十二条―第二百七十七条）
第三目　課の内部組織等（第二百七十八条―第二百八十四条）
第四目　産業保安監督部等（第二百八十五条―第三百四条）」

を

「第一款　長官官房（第二百五十五条）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の三―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第二百六十条）」

に改める。

（高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官の設置）

第三十条の二　保安課に、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官１人を置く。

２　高圧ガス保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高圧ガスの保安の確保に関すること（ガス安全室の所掌に属するものを除く。）。

二　石油コンビナート等の災害の防止に関すること。

三　石油パイプラインの保安の確保に関すること。

３　高圧ガス保安室に、室長を置く。

４　ガス安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ガスに関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

二　ガス事故防止対策に関すること。

三　熱の供給に関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

四　熱の供給に係る事故防止対策に関すること。

五　一般消費者及びこれに類するものに係る液化石油ガスの保安の確保に関すること。

５　ガス安全室に、室長を置く。

６　保安制度調整官は、命を受けて、産業保安に係る基準・認証制度に関する特定事項の調査及び調整に関する事務を処理する。

（統括環境保全審査官）

第三十六条の三　電力安全課に、統括環境保全審査官１人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

（火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官）

第三十六条の四　商務情報政策局に、火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官それぞれ１人を置く。

２　火薬類保安対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち火薬類の取締りに関する企画、立案、指導及び連絡調整に関するものを助ける。

３　金属鉱業等鉱害対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち鉱害防止事業基金に関するものを助ける。

（統括原子力安全調査官）

第三十九条中「、統括原子力安全調査研修官１人」を削る。

（削除）

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（経済産業局）

第一章第三節中第二百二十八条の前に次の款名を付する。

第一款　経済産業局

（産業保安監督部等）

第一章第三節中第二百五十四条の次に次の一款を加える。

第二款　産業保安監督部等

（産業保安監督部に置く課等）

第二百五十四条の二　産業保安監督部に、次の五課を置く。

管理課
保安課
電力安全課
鉱山保安課
鉱害防止課

２　那覇産業保安監督事務所に、次の二課を置く。

管理課
保安監督課